

障害福祉分野就職支援金 雇用（内定）証明書

被 雇 用 者 名											
生 年 月 日		年			月			日生			
雇 用 形 態		<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> 正職員以外 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）									
雇用契約内容【注1】		週当たりの労働時間 週 _____ 時間勤務									
採用（内定）年月日		採用(内定)日			年			月			日
		雇用開始日			年			月			日
期 間 終 了 日		年			月			日			
		※雇用期間に定めがある場合のみ									
勤務場所【注2】	法 人 名										
	施 設 ・ 事 業 所 名										
	サ ー ビ ス 種 類										
	障害福祉サービスの事業所番号										
	施 設 ・ 事 業 所 所 在 地		〒 _____								
職種・業務内容【注3】		職 種									
		業 務 内 容			の業務に従事						

職員の採用について上記の通り証明します。

証 明 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施 設 ・ 事 業 所
所在地及び名称
代表者職名・氏名 _____



証明書作成者所属・氏名 _____

連絡先電話番号 (_____) _____

【注1】 週当たりの労働時間が20時間未満の場合は、貸付対象外です。
【注2】 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条および第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項および第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所もしくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条および第77条の2および身体障害者福祉法第5条に規定する施設が貸付対象です。
【注3】 上記【注2】に該当する事業所・施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する方が貸付対象です。